

県立上尾鷹の台高等学校 部活動に係る活動方針

1 基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備

- (1) 「部活動に係る活動方針」を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 各顧問が年間、月間活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (3) 年間、月間活動計画及び活動実績は、関係生徒及びその保護者に配布する。
- (4) 管理職は適宜部活動を視察し、必要に応じて指導・助言を行う。
- (5) 部活動顧問の複数配置により指導体制を整える。
- (6) 外部指導者を活用し専門的な指導で更なる技術の向上を図る。

3 具体的な活動の進め方

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- (2) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (3) 部活動顧問会で情報交換を行う。
- (4) 教員対象の「心肺蘇生法やAEDの使用」及び「体罰・ハラスメントの根絶」の徹底を図るため研修を実施する。
- (5) 生徒が自主的かつ自発的に活動できるように校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (6) 部活動費用（部費など）を徴収する場合は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設定する。
(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する2日間以上の休養日を設定する。
- (5) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (6) 合宿期間中や大会・コンクールの前は、弾力的な運用を可とする。